

令和6年10月分から 児童手当の制度が一部変わります

改正内容	令和6年9月分まで(改正前)	令和6年10月分から(改正後)
支給対象児童	中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後最初の3月31日までの児童)	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後最初の3月31日までの児童)
所得制限	あり ・所得制限限度額未満の方:児童手当 ・所得制限限度額以上所得上限限度額 未満の方:特例給付 ・所得上限限度額以上の方:支給なし	なし
支給月額	児童手当 ・3歳未満:15,000円 ・3歳から小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 ・中学生:10,000円 特例給付:5,000円	・3歳未満 第1子、第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ・3歳から高校生年代 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:30,000円
第3子以降の カウント方法	高校生年代(18歳到達後最初の3月31日 まで)の児童から第1子としてカウント	22歳到達後最初の3月31日までの子 から第1子としてカウント
支給回数	年3回(2・6・10月)	年6回(2・4・6・8・10・12月) 初回支払:令和6年12月

・新たに受給資格が生じる場合は申請が必要です。

次のいずれかに該当し、対象児童のいる世帯主宛てへご案内を送付します。

- ①中学生以下の児童を養育している方で、所得上限限度額を超過していることにより現在児童手当を受給していない方
 - ②現在児童手当を受給しておらず、高校生年代の児童を監護・養育している方
 - ③現在児童手当を受給しており、平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子を含めて、3人以上の子を監護・養育している方
- ①または②に該当する方:「児童手当認定請求書」を提出してください。

※児童の兄弟等(平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子)と高校生年代以下の児童を含める3人以上いる場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」も提出してください。

③に該当する方:「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

※住民票上で別世帯の対象児童がいる場合は子ども福祉課までご連絡ください。

※その他、必要に応じて提出していただく書類がある場合があります。

※公務員の方は所属庁での申請になりますので職場へご確認ください。

・申請期限

令和7年3月31日(月)まで

※申請期限までに申請した場合は令和6年10月分から支給します。

※令和7年4月1日以降の申請となる場合は、申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

問合先 子ども福祉課 ☎444・3173 FAX443・2571